日高村老朽住宅等除却事業補助金交付要綱

 （趣旨）

第１条　この要綱は、日高村補助金交付規則（平成22年日高村規則第16号）第20条の規定に基づき、日高村老朽住宅等除却事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　村は、地震等の自然災害による被害や管理不全な状態による事故等の防止を図り、もって村民が安全で安心して住める災害に強いまちづくりを推進することを目的として、老朽住宅等の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（定義）

第３条　この要綱において「老朽住宅等」とは、別表第1に掲げる「住宅等の老朽度の測定基準」による評点が100以上になる住宅等をいう。

２　「老朽住宅等除却」とは、老朽住宅等の除却を行う者に対し、老朽住宅工事等(以下「除却工事等」という。)に要する経費について村が補助する事業をいう。

（補助対象建築物）

第４条　補助の対象となる建物は、日高村地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅及び住宅等が立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）日高村内にある個人の住宅等であること。

（２）空き家であり、１年以上使用されていないことが確認できるもの。

（３）木造住宅等で、昭和５６年５月３１日以前に建築に着手されているもの。

（４）貸借権等がないこと。

（５）倒壊や火災により周囲の住家や一般国道、県道、村道等の避難路に被害を及ぼすおそれのある住宅であること。

２　直ちに倒壊等のおそれがあり、緊急に除却しなければならないと村長が認めた場合は、この限りではない。

３　前２項の規定にかかわらず、次に該当する場合においては補助の対象としない。

（１）不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とするものが当該業のために行う除却である場合。

（２）他の制度等により補助金の交付や補償等を受けている場合。

（３）当事業の工事を請け負う者が、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認める場合。または後に該当すると判明した場合。

（対象者）

第５条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（１）日高村内の老朽住宅等の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等村長が特に必要と認めた者についてはこの限りでない。

（２）県税及び村税を滞納していない者であること。

（３）日高村暴力団排除条例（平成23年条例第９号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費及び補助金額）

第６条　補助金の交付の対象となる経費は、老朽住宅等の所有者が、建設業の許可などを受けた者に依頼して行った除却工事に要した経費の一部、又は国土交通大臣が定める不良住宅等除却費に当該老朽住宅等の延べ床面積を乗じて得た額のいずれか少ない金額とする。

２　前項の規定により、補助する額は１件あたり1,645千円を限度額とし、除却工事費に10分の8を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、工事の着手前かつ工事に係る契約前に、日高村老朽住宅等除却事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、村長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　村長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、日高村老朽住宅等除却事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付決定の旨を申請者に通知するものとする。

２　村長は、前項の規定による審査の結果、補助対象としないときは、日高村老朽住宅等除却事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、不交付決定の旨を申請者に通知するものとする。

３　村長は、第１項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、申請者に対し条件を付することができるものとする。

（申請内容の変更）

第９条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該交付決定後に申請内容を変更しようとするときは、速やかに日高村老朽住宅等除却事業補助金交付変更申請書（様式第４号）に、必要な書類を添えて村長に申請しなければならない。

２　村長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その変更内容を審査し、適当と認めるときは、日高村老朽住宅等除却事業補助金交付変更承認通知書（様式第５号）により、変更承認の旨を補助対象者に通知するものとする。

３　村長は、前項の規定による審査の結果、その内容が不適当と認めるときは、日高村老朽住宅等除却事業補助金交付変更不承認通知書（様式第６号）により、変更不承認の旨を補助対象者へ通知するものとする。

（取りやめ）

第10条　補助対象者は、事情により交付決定を受けた工事の実施が困難となったときは、速やかに日高村老朽住宅等除却事業工事取りやめ届（様式第７号）により、村長に届け出なければならない。

（工事の着手）

第11条　補助対象者は、交付決定通知書を受けたときは、当該工事に係る契約を行い、その後直ちに工事着手届（様式第８号）により、村長に届け出なければならない。

（除却工事の完了報告）

第12条　補助対象者は、除却工事が完了したときは、速やかに日高村老朽住宅等除却事業完了実績報告書（様式第９号）に関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第13条　村長は、前条に規定する完了報告があったときは、速やかに内容の審査及び現地調査等をおこない、これに付した条件に適合するかどうかを検査し、適当と認めるときは、日高村老朽住宅等除却事業補助金確定通知書（様式第10号）により、補助対象者に補助金確定の旨を通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第14条　前条の規定により、補助金確定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、日高村老朽住宅等除却事業補助金交付請求書（様式第11号）により、村長に補助金の支払いを請求するものとする。

２　村長は、前項の規定による請求があったときは、補助決定者に補助金を支払うものとする。

３　補助決定者が、前項の補助金交付を請求するにあたり、その請求及び受領を登録事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に、代理請求及び代理受領委任状（様式第12号）を添付しなければならない。この場合において、前項中「補助決定者」とあるのは「登録事業者」と読み替えるものとする。

（補助金の交付の決定等の取消し）

第15条　村長は、補助対象者または補助決定者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定または補助金の確定通知の全部または一部の決定を取り消すことができるものとする。

（１）偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定または確定通知を受けたとき。

（２）補助金の交付に関し付された条件に違反する等のこの要綱の規定に違反したとき。

（３）工事等の施工方法が不適当と認められるとき。

（４）補助金をその他の用途に使用したとき。

（５）補助交付決定を受けた工事を取りやめたとき。

２　村長は、前項の規定により補助金の交付の決定または補助金の確定通知の全部または一部を取り消したときは、補助金交付決定・確定通知取消通知書（様式12号）により、補助対象者または補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条　村長は、前条の規定により補助金の交付の決定または確定通知を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて補助金の全部または一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告及び検査)

第17条　村長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があると認めるときは、施工者に対し除却工事等の実施について報告を求め、若しくは必要な指示を行い、又は、補助金交付後において補助金の運用状況について検査することができるものとする。

（跡地の整備）

第18条　村長は、老朽住宅除却後の跡地について、その所有者に対して健全な住環境の形成に資する利用がなされるように指導するものとする。

（その他）

第19条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



別表第２ （第４条関係）

（１） 暴力団（日高村暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この項

において同じ。）であると認められるとき。

（２） 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア　法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ　法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ　個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

（３）　役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

（４）　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（５）　役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

（６）　役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（７）　役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

（８）　役員等が、村との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

（９）　前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（10）　第６条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。